

大阪府安全なまちづくり条例が改正されました

(令和7年8月1日施行)

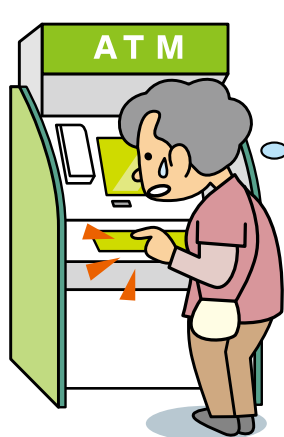
特殊詐欺被害防止のための対策強化は、次の4項目となります

高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止



高齢者（65歳以上）の方は通話しながらATMを操作してはいけません。

ATMでの振込上限額の設定



対象口座(以下のいずれにも該当)

- ・70歳以上
- ・3年間ATM振込なし
- ・大阪府内に居住

※一部例外あり

令和7年10月1日施行

※半年間の経過措置あり

ATMでのキャッシュカードによる振込みが1日あたり10万円以下に制限されます。

金融機関による通報等



金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを感じた場合、警察への通報義務があります。

プリペイド型電子マネー販売時の確認



5万円以上の電子マネー販売時には、特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります。購入者は、確認に応じる義務があります。



※詳しくは大阪府・大阪府警察のウェブサイトをご確認ください

大阪府警察



大阪府



大阪府警察